

令和2年  
4月1日から  
義務化

# 自転車保険 入っていますか？

「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。

高額な賠償事例も発生していることから、事業者・自転車貸付業者のみなさまは、改めて自転車保険に加入しているか確認しましょう。



事業活動で自転車を使用する場合は、  
自転車保険に加入しましょう。

従業員が自転車保険に加入しているか  
確認しましょう。



安心して奈良県内で観光が  
できるようレンタサイクル  
に対して自転車保険をかけ  
ましょう。



奈良県自転車条例の詳細については、裏面をご確認ください！



# 条例の主な内容

## 事業者（個人事業主を含む）

業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません！

業務で自転車を利用し、誤って相手に怪我をさせた場合に備えて、業務上の賠償事故を補償する保険（施設賠償保険等）に加入しましょう。

### 【義務】

- ・事業活動で従業員が自転車を利用する場合は保険に加入しなければなりません。

### 【努力義務】

- ・自転車通勤者が、自転車損害賠償責任保険等に加入しているか確認しましょう。
- ・未加入の場合は、自転車損害賠償責任保険等への加入について情報提供しましょう。
- ・従業員に対して、自転車を安全で適正に利用することができるよう研修の実施をしましょう。

## 自転車貸付業者（レンタサイクル事業者）

宿泊事業者が客に無償で自転車を貸す場合もあてはまります。

- 有償・無償問わず自転車の貸出を行っている事業者が対象となります。
- 自転車のメンテナンス不良で他人にケガをさせた場合に補償する損害賠償責任保険（施設賠償責任保険等）の補償内容を確認しましょう。
- 利用者による事故で他人にケガをさせた場合に補償する損害賠償責任保険等に加入しましょう。

### 【義務】

- ・自転車の点検整備をしなければなりません。
- ・借受人の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償責任保険等に加入しなければなりません。

### 【努力義務】

- ・自転車貸出時などに、借受人に対して、貸付自転車が加入している保険等の内容に関して情報提供しましょう。

事故による損害を補償する自転車損害賠償責任保険等の種類

○業務中の賠償責任保険等（事業者向け）

種類	概要
施設賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
T S マーク付帯保険 ※有効期限 1 年	自転車の車両に付帯した保険

自転車損害賠償責任保険等の種類などの詳細は、  
奈良県安全・安心まちづくり推進課のHPをご確認ください。

奈良県 自転車条例

検索



お問い合わせ先

奈良県 安全・安心まちづくり推進課 自転車条例総合窓口 TEL 0742-27-7013（平日 9 時～ 17 時）